



羽

幌町環境保全条例は、
3月7日から始まった
羽幌町議会定例会で議
決され、平成18年4月1日
から施行されます。

この条例は、豊かで質の
高い環境の保全・活用・継
承についての基本的な考
え方を定め、住民、事業者、
観光客、町それぞれの責任
と義務を明らかにしたも
のです。

全15条からなり、罰則や
規制を盛り込まないマ
ナー条例です。

この条例は「羽幌町の環
境を守る基本計画」のダイ
ジェスト版と一緒に掲載
し、町民のみならず各戸へ
配布いたします。

この条例や環境を守る
基本計画を考えてくだ
さったのは、環境計画町民
会議のみなさんです。こ
の天売・焼尻・羽幌地区
それぞれ67人の方々は仕
事が終わった夜、会議に集
まり未来の子ども達によ
り良い環境を残したい、そ
のために今、生きている私

たちが何をしなければな
らないか、真剣に議論を重
ねました。

環境計画町民会議はこ
れで任期を終えますが、今
後新たに条例や環境を守
る基本計画の普及をめざ
す町民組織を募集いたし
ます。

ぜひ皆さんも一緒に未
来の子ども達により良い
環境を残すため動いてみ
ませんか。

この運動は、今から本
当のスタートです。

環境計画 news | 28 (最終回)

環境計画町民会議への ご意見・ご声援ありがとうございました



環境に関するご意見をお待ちしています。
☎ 0164-62-1211(内線105)
✉ choumin@town.haboro.hokkaido.jp

今

後も環境を良くする
運動を、町民のみな
さんと一緒に、「自分の出
来るところから、出来る時
からすこしづつ始めて行
きたい」と思っています。あ
なたも、今からでも一人か
らでも出来ます。ちよつ
とだけ自分のまわりの環
境に目を向けてみません
か。それが未来の子ども

たちへ、素敵な環境を残し
て行けるカギだと思いま
す。

長い間、環境計画町民会
議にご意見、ご声援をいた
だきありがとうございました。

環境計画 news は今
月で最終回となります。